

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則現行・改正後対照表

は改正箇所

現 行	改 正 後
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 センターの施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</p> <p>2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 抽選申込み 使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで</p> <p>(2) 先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</p> <p>3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して7日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。</p> <p>4 -----略-----</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 センターの施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム（以下「システム」という。）により使用の許可を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請（以下「使用許可の申請」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。</p> <p>(1) 抽選申込み（システムによる抽選に係る事前手続をいう。以下同じ。）をして当選した者 使用日の3月前の属する月の1日の正午（1月にあつては、4日の正午）から同月の7日（1月にあつては、10日）まで</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</p> <p>3 抽選申込みは、使用日の4月前の日の属する月の25日から末日までの間に行うことができる。</p> <p>4 -----略-----</p>
<p>(使用許可書の交付及び提示)</p> <p>第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。</p> <p>2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p>第5条 市長は、使用許可の申請を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用を許可する。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により使用日までに使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) センターにおいて現金で納付する方法</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた者に納付を委託する方法</p> <p>3 使用者は、センターの施設を使用する際にシステムにより発行された許可に係る番号等の当該使用者であることを証する情報を提示しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>(使用期間)</p> <p>第6条 センターの施設を引き続き<u>使用できる</u>期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を<u>使用許可申請書に添付して</u>、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的又は使用人数の変更をしようとするときは、<u>使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し</u>、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し</u>、使用内容変更許可書を交付する。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に<u>使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し</u>なければならない。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第11条 ----- 略 -----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付し</u>なければならない。ただし、市長が適当と認める者にとっては、必要な書類を提示することで足りるものとする。</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第6条 センターの施設を引き続き<u>使用することができる</u>期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、<u>使用許可の申請をする際に併せて</u>その内容を記載した仕様書を<u>提出して</u>、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的又は使用人数の変更をしようとするときは、<u>使用内容変更許可申請書を市長に提出し</u>、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し</u>、使用内容変更許可書を交付する。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。<u>この場合において、未納の使用料があるときは、使用者は、当該届出の際、第5条第2項第1号に掲げる方法によりこれを納付し</u>なければならない。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第11条 ----- 略 -----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>使用の許可を申請するときに、使用料減額・免除申請書を市長に提出し</u>なければならない。ただし、市長が適当と認める者にとっては、必要な書類を提示することで足りるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(使用料の<u>充当及び還付</u>)</p> <p><u>第12条 使用者が使用取消届を提出した場合(既納の使用料がある場合に限る。)</u> <u>において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u></p> <p><u>2 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 <u>既納使用料の10割</u></p> <p>(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 <u>既納使用料(充当をしたときは、その額を控除した額)の5割</u></p> <p><u>3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に押印の上、使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>損傷等の届出</u>)</p> <p>第16条 -----略-----</p>	<p>(使用料の<u>還付及び充当</u>)</p> <p><u>第12条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 <u>既納使用料の額</u></p> <p>(2) 使用者が使用取消届の提出と同時に当該取消しに係る使用と異なる使用許可の申請(以下「振替申請」という。)をする場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 振替申請に係る使用料の額(以下「振替後使用料の額」という。)が既納使用料の額以上である場合 既納使用料の額</u></p> <p><u>イ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合(使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合に限る。) 振替後使用料の額に既納使用料の額から振替後使用料の額を控除した額の2分の1に相当する額を加えた額</u></p> <p><u>ウ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合(イに掲げる場合を除く。) 振替後使用料の額</u></p> <p>(3) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 <u>(前号ア及びイに掲げる場合を除く。) 既納使用料の額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に押印の上、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の場合においては、還付する使用料を振替後使用料に充当することができる。</u></p> <p>(<u>損傷等の届出</u>)</p> <p>第16条 -----略-----</p> <p><u>(不正使用等に対する措置)</u></p> <p><u>第17条 市長は、使用者がシステムを不正に利用し、又は条例及びこの規則の規定</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(運営審議会の委員の委嘱)</p> <p><u>第17条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の会長及び副会長)</p> <p><u>第18条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の会議)</p> <p><u>第19条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の運営に関する事項)</p> <p><u>第20条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の庶務)</p> <p><u>第21条</u> -----略-----</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第22条</u> -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> -----略-----</p>	<p><u>に違反したときは、別に定める基準により、システムの利用を停止することができる。</u></p> <p>(運営審議会の委員の委嘱)</p> <p><u>第18条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の会長及び副会長)</p> <p><u>第19条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の会議)</p> <p><u>第20条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の運営に関する事項)</p> <p><u>第21条</u> -----略-----</p> <p>(運営審議会の庶務)</p> <p><u>第22条</u> -----略-----</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第23条</u> -----略-----</p> <p><u>第24条</u> -----略-----</p>